調達管理番号:20a00576 国 名 : ガンビア国

担 当 部 署 :経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案 件 名 : ガンビア国農業アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:農業アドバイザー

(2) 格 付 :3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2020年12月中旬から2022年12月下旬

(2) 業務 M/M: 現地 12.00M/M、国内 2.60M/M、合計 14.60M/M

(3) 業務日数: 国内準備 38日、現地業務 360日、国内整理 14日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。また、新型コロナウイルスにより、現在は現地渡航ができない状況です。 現状、2021年4月まで現地渡航が困難と想定していますが、第1次現地業務は渡航が可能となり次第の開始となり、多少前後する可能性があります。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 11月11日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧くだ さい。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(PDF/352KB) https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご 持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	農業・農村開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ガンビア国/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:黄熱

6. 業務の背景

ガンビア国(以下、「ガンビア」という)の農業は、同国 GDP の約 30%を占め、農村人口の約 70%が農業畜産業に従事するなど、ガンビア経済において重要なセクターである(FAO、2020)。他方、栽培技術の普及や近代的な農業投入資材、金融へのアクセスの不足により、生産性は低く、また農村部から都市部や国外への若者の流出による人手不足の課題にも直面している。

農業生産性向上による経済開発及び農村部の収入向上による人口流出阻止のためには、適切な栽培技術、タイムリーな農業資材、生産者が利用可能な金融に関する情報を農家へ伝える体制の整備が重要であり、これに対して、ガンビア政府は2018年に「農業普及政策」を策定した。同政策において、ガンビア国内にある25の農業普及所(Mixed Farming Center: MFC)は、農業普及サービスの中心的な提供機関として、また、国立農業研究所(NARI)が担っている研究分野と普及分野の連携を促進する機関として、機能することが期待されている。他方、MFCは、設備の老朽化や農業普及員の能力不足により、十分に

サービス機能を発揮できておらず、同政策において活用促進が必要な施設として位置付けられている。

かかる状況下、ガンビア政府は MFC の再活用に向けた方針策定の支援を得るべく、我が国に対して、本専門家の派遣を要請した。尚、MFC の活用に向け、ガンビアの農業・農村開発セクターに係る情報収集・分析を実施し、これを踏まえた、農業省の政策立案・実施能力の向上も求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ガンビア国農業省農業局をカウンターパート(以下「C/P」) 機関とし、農業・農村開発セクターの政策及び戦略の実施促進への技術的指導・助言を行う。その中で、現在十分に機能していない MFC が効果的かつ効率的に機能することを目指すと共に、2022 年に開催予定の TICAD8 に向けた新規案件(技術協力・無償資金協力)の検討に取り組む。具体的な業務内容は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2020年12月中旬~2021年3月下旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ガンビア政府作成の関連報告書、 学術論文等を参照し、ガンビアの農業・農村開発分野の現状と課題を分析する。
 - ② TICAD で表明された日本の支援策(アフリカ稲作振興のための共同体イニシアティブ: CARD、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ: IFNA、小規模農家能力強化アプローチ: SHEP を含む)に関連する分野のガンビアでのこれまでの活動を整理し、レビューする。
 - ③ 他ドナーの農業関連分野の協力内容(計画中・実施中・実施済)について、整理する。
 - ④ 上記①~③に加え、C/P 及び関係者と遠隔でコミュニケーションを取りながら、ガンビアの農業・農村開発分野の幅広い情報収集を行い、新規案件に向けたニーズの発掘を行う。ガンビアの通信状況に鑑み、コミュニケーション手段はメールを想定しているが、可能であればオンライン会議ツールも活用する。また、新型コロナウイルス感染拡大による農業、栄養、食料安全保障分野への影響についても情報収集を行う。
 - ⑤ JICA 経済開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ⑥ ワークプラン(英文)を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出 する。併せて、セネガル事務所にもデータを送付する。

- (2) 第1次現地業務期間(2021年4月上旬~6月下旬)
 - ① 第1次現地業務は新型コロナウイルス感染症による渡航措置が解除され 次第の開始とする。現地渡航時期に関しては、JICA 経済開発部とセネガ ル事務所と協議の上、決定する。
 - ② 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ③ 農業省農業局、畜産局、地方局、地区普及長、村落普及員、NARI、高等教育研究科学技術省、他ドナー、大学、NGO、研究機関、民間企業等からヒアリングを通じて情報収集を行い、作物栽培、畜産業、機械化、加工・流通、マーケティング等で必要とされている技術ニーズ及びリソースの特定を行う。
 - ④ MFC の活用、維持管理の状況の調査を行うと共に、農業局、地方局、 地区普及長、村落普及員等から要望についての聞き取り調査を行う。
 - ⑤ 国家稲作開発戦略(NRDS)の改訂状況の確認及び戦略策定を支援する。 また、農業省内の CARD フォーカルポイントからのヒアリングを通じ て、ガンビアの稲作分野の現状、課題、展望などの情報収集を行う。
 - ⑥ IFNA に関わる栄養、保健分野の情報収集を行う。その際に、C/P 機関の みならず、保健社会福祉省、基礎・中等教育省など関係機関からも幅広 く情報を集める。
 - ⑦ ②~⑤の調査結果及び先方政府のニーズを踏まえ、TICAD8(2022)に向けた新規案件を提案し、また 2021 年度の要望調査に向けた協力プログラム(案)を検討の上、事務所に報告する。また、想定される実施体制や留意事項等についてまとめ、提出する。
 - ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑨ JICA セネガル事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現 地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせ を行う。
- (3) 第1次国内整理期間(2021年7月上旬) 第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 経済開発部に 提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間(2021年8月下旬) 第2次派遣にかかるワークプラン(英文)を作成、JICA 経済開発部によ る確認の後提出する。併せて、セネガル事務所にもデータを送付する。

- (5) 第2次現地派遣期間(2021年9月上旬~11月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第 1 次現地派遣期間の調査分析結果を C/P 機関及び関係機関へ報告し、 MFC の有効的な活用法について提案、協議する。また、それに基づく戦略・方針の策定を支援する。
 - ③ NRDS の改訂状況及び NRDS の目標達成に向けた活動の実施状況について整理し、モニタリングを行う。また、稲作栽培地域を訪問し、普及員や稲作農家、精米業者など幅広いアクターからの聞き取り調査を行い、稲作分野での優先課題を抽出する。
 - ④ セネガル国の案件(セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト、セネガル南東部・ガザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集確認調査、小規模園芸農家能力強化プロジェクト、SHEP 広域アドバイザー、食料安全保障とレジリエンスのガバナンスにかかる能力向上プロジェクト、農業政策アドバイザー)と情報共有を行いながら、連携の可能性について検討する。
 - ⑤ NARI の研究、取り組みを視察し、優良事例、課題などの情報を整理する。上記(1)及び(2)にて整理したガンビアや MFC の課題を NARIに提供し、積極的に意見交換・助言を行い、MFC と NARI の連携強化に関わる調整・支援を行う。また、NARI が MFC を通じて取り組める研究などがあれば、助言を行う。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、 報告する。
 - ⑦ JICA セネガル事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間(2021年12月上旬) 第2次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 経済開発部に 提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間(2022年2月下旬) 第3次派遣にかかるワークプラン(英文)を作成、JICA経済開発部による確認の後提出する。併せて、JICAセネガル事務所にもデータを送付する。

- (8) 第3次現地派遣期間(2022年3月上旬~5月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。第 1 次、第 2 次現地作業期間の実施状況を整理するとともに、活動全体の中で、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は JICA セネガル事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
 - ② 第 2 次現地派遣期間に提案した MFC の活用方法及び戦略・方針策定の モニタリングを行い、改善点などがあれば C/P に助言、指導を行う。
 - ③ (5)⑤の活動を継続し、普及分野と研究分野の連携が強化され、NARI が MFC を通じた研究促進を支援する。また、その研究結果を MFC ヘフィードバックするなど、双方向の取り組みを強化する。
 - ④ (5)③で整理した稲作分野での優先課題をもとに、必要な戦略策定への技術的助言を行う。また、優先課題に応じて、課題別研修、CARD 広域研修の活用やセネガル案件など他国案件との連携を行うことを検討する。尚、研修の情報は JICA から提供する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑥ JICA セネガル事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現 地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせ を行う。
- (9) 第3次国内整理期間(2022年6月上旬) 第3次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 経済開発部に 提出し、報告する。
- (10)第4次国内準備期間(2022年7月下旬) 第4次派遣にかかるワークプラン(英文)を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、セネガル事務所にもデータを送付する。
- (11)第4次現地派遣期間(2022年8月上旬~10月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。第 1~3 次現地作業期間の実施状況を整理するとともに、活動全体の中で、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は JICA セネガル事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。

- ② 第 3 次現地派遣までに策定した MFC 有効活用に係る戦略の実施状況の モニタリングを行い、これまでの成果を取りまとめる。また、改善点や 持続性確保のための助言を C/P 機関へ行う。
- ③ (8)③の活動を継続し、NARIの MFC を通じた研究を支援する。研究 結果を関係者にも広め、研究成果が幅広く活用されるのを支援する。
- ④ (8) ④の活動を継続し、NRDS の目標達成のための活動促進を行う。
- ⑤ 第1次から第3次現地派遣期間を通して把握したガンビアの農業・農村開発分野の状況、活動について整理し、他ドナー、大学、NGO,研究機関、民間企業など他アクターの活動状況についても整理する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書 (英文)を C/P 機関及び JICA セネガル事務所に提出し、報告する。
- (12) 第4次国内整理期間 (2022年11月下旬) 専門家業務完了報告書 (和文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(ア) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業 務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各1部) 和文2部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所)

(イ) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。 英文3部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関へ各1部) 和文2部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所へ各1部) ただし、第4次現地業務結果報告書(和文)は(4)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(ウ) 専門家業務完了報告書

第4次現地業務終了時。

和文2部(JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所へ各1部)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)

に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate 2020.pdf 留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒バンジュール⇒ダカール⇒ドバ イ⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないガンビアでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

車 両 関 連 費 (通 勤 を 除 く 業 務 用) : 6,876 千円 消耗品費(実験器具及び携帯電話購入): 360 千円 旅費・交通費(ワークショップ開催): 1,200 千円 通信・運搬費 (携帯電話通信費): 600 千円 資料等作成費 (作成資料印刷費): 30 千円 雑費(各種ミーティング、ワークショップ開催費): 4,464 千円

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程
 - 7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
 - イ) 宿舎 手配:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
 - ウ) 車両借上げ:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
 - エ) 通訳傭上:なし
 - オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地派遣開始時における C/P 機関と の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
 - カ) 執務スペースの提供:農業省農業局内における執務スペース提供 (ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム(Kakinuma.Shota@jica.go.jp)にて配布します。
 - 要請書
 - アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)説明資料
- ② 本業務に関する公開資料は以下の通りです。
 - アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)
 https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/card.html
 - ガンビア国 ガンビア川上流地域農村開発調査ファイナルレポート 和文概要
 - https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000167751.html
 - ガンビア共和国 貧困農民支援(2KR)準備調査報告書
 - https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254525.html
 - セネガル国案件概要表一覧
 https://www.jica.go.jp/activities/project list/knowledge/region/africa/s
 enegal.html
 - セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト https://www.jica.go.jp/oda/project/1400518/index.html
 - セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト https://www.jica.go.jp/oda/project/1600312/index.html
 - セネガル国食料安全保障とレジリエンスのガバナンスにかかる能力 向上プロジェクト

https://www.jica.go.jp/oda/project/1600318/index.html

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」 及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
 - ・本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やガンビア政府側の 対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、 具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致 します。

以上